

「警備業における適正取引の推進」のねらい

警備業は、1962 年に誕生して以来、多くの先人とお客様に支えられながら、防犯・防災の観点から社会に安全・安心を提供する生活安全産業としての地位を築いてまいりました。

しかしながら、警備業界では、低賃金や厳しい労働環境を原因とする人手不足が長年の課題となっており、このような状況が続けば、近い将来、全てのお客様のニーズに応えることができなくなることが懸念されます。

これまでの警備業界では、取引上、発注元（委託事業者）が強い立場にあることから、例えば、「警備業務以外の付帯業務にかかる対価」、「発注元の都合による著しい警備料金の減額」などについて、警備料金の交渉をしたくても以後の取引を断られることをおそれ、交渉がうまくできない商慣行が存在し、適正な取引ができていないケースも多々ありました。

今後、警備業が更に健全に発展し、全てのお客様のニーズに応えていくためには、お互いが必要な費用などについて、交渉ができる環境を構築し、双方が手を取り合い一体となって取り組んでいくことがとても重要であると考えております。

こうした観点に立ち、また、政府の施策として各団体による自主行動計画の策定が求められていることから、一般社団法人全国警備業協会（以下「全警協」という）では、警察庁並びに関係省庁と綿密に検討を重ね、望ましい取引事例や下請法等で問題となる事例を取りまとめた「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」を策定（全警協ホームページ参照）し、その実務版として、本リーフレットを作成いたしました。そして、2025年には、下請法が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）に改正されたことに伴い、本リーフレットも改訂しました。

本リーフレットは、これまで実際にみられた取引慣行のうち、よくありがちな実例をピックアップし、その上で目指すべき取引を事例ごとに掲載しております。

今後、発注元（委託事業者）と警備業者の双方で適正な取引を行っていく上で、本リーフレットを役立てていただければ幸いです。

一般社団法人 全国警備業協会

警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画

全警協 自主行動計画

検索

「自主行動計画に基づいた適正取引の推進について」

現在、全国で約59万人の警備員の方々が、その業務を通じて地域の安全・安心の実現に貢献されております。警備業は国民や事業者の自主防犯活動を補完・代行する役割を担っており、生活安全産業として、その果たすべき役割は一層重要なものと認識されています。

政府では、原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、中小企業が物価上昇を上回る賃上げの原資を確保するためには、価格転嫁を含む取引適正化が極めて重要だと捉え、関係省庁が一丸となって、パートナーシップ構築宣言や商慣習の見直し等の取組を推進しているところです。

今後の警備業の健全な発展のためには、こうした政府の動きにあわせて、警備業者の皆様による警備員教育等を通じた業務の質の向上だけでなく、警備業における適正な取引のための不断の取組が必要です。

この度、（一社）全国警備業協会において改訂された「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」の下で、警備業者の皆様が警備業の適正取引の推進に向けて積極的に取り組まれることを願っております。

警察庁生活安全局長 山田 好孝

困ったときの相談先

● 中小企業基盤整備機構 ●

価格交渉・価格転嫁について相談する。

中企庁では労務費や原材料費、エネルギー価格などの上昇分を、発注側企業に適切に価格転嫁するための支援体制を強化するため、全国47都道府県に設置している経営課題に対応するワンストップ相談窓口である「よろず支援拠点」に「価格転嫁サポート窓口」を設置しました。お気軽にご相談ください。詳しくは「よろず支援拠点全国本部」のホームページをご確認ください。

よろず支援拠点全国本部



03-5470-1581



● 全国中小企業振興機関協会 ●

取引上の悩みについて相談する。

「全国中小企業振興機関協会」では、全国の中小企業から寄せられた企業間取引に関する様々な相談などに対して相談員が無料で親身になって対応するとともに、必要に応じて弁護士による無料相談も行っています。詳しくは全国中小企業振興機関協会のホームページをご確認ください。

取引かけこみ寺（旧 下請かけこみ寺）相談用フリーダイヤル（通話料無料）



0120-418-618



～警備員、営業員の方へ～

● 全国警備業協会 ●

通報窓口

警備業における取引において、「取適法」又は「独禁法」等の法令違反や不当な要求などがあった場合、その他、全国警備業協会「自主行動計画」に記載の事例に類似したものを目にした場合等は、当協会へ必ず通報してください。

全国警備業協会 フリーダイヤル（通話料無料）



0120-630-990

相談窓口

全国警備業協会では、警備業における適正取引に向けた相談をお受けしています。

全国警備業協会



03-3342-5821

通報・相談内容については、適正な情報管理の下で取り扱いますので安心してご相談ください。



一般社団法人 全国警備業協会



警備業における 適正取引 の推進

毎年9月・3月
価格交渉促進月間



これって違法！？
～適正取引のポイント～

一般社団法人 全国警備業協会
協力：警察庁

次の取引内容は、「取適法(旧下請法)」又は「独禁法」等に違反するおそれがあります。

活用方法

本リーフレットは、「どのような取引行為が法令違反に該当するおそれがあるのか?」「どのように交渉を進めれば効果的なのか?」などについてまとめています。十分に理解し、適宜、本リーフレットを発注者に提示するなどしてご活用ください。

警備会社の経営者をはじめ、警備員、営業員、事務スタッフ等のあらゆる立場、職位の方々にご利用いただき、警備業における適正取引について広く普及に努めていただければ幸いです。

01 書面の作成義務、交付義務、保存義務の違反

発注内容は書面化されていますか?

事例 緊急を要するため、発注者が警備業者に口頭(電話)で警備業務を委託し、その後、注文書を交付しなかった。



目指すべき取引

- 発注者と十分に協議を行い、支払条件や提供業務の内容など、あらかじめ具体的に合意の上、書面化している。
- 契約内容と実態が乖離している場合には、書面と実態とを合わせるために発注者と協議している。

チェック欄

☐
☐

02 代金の支払遅延

支払期日は守られていますか?

事例 あらかじめ定めた支払期日を過ぎても警備料金が支払われず、支払を遅延させた。



目指すべき取引

- 発注者に対し、できる限り短い期間内(取適法の適用を受ける取引においては、警備業務を提供した日から60日以内のできる限り短い期間内)に支払期日を定めることを求めている。
- 支払が期日を越えた場合は、遅延利息(取適法の適用を受ける取引においては、起算日から60日を越えた場合、最低限、年率14.6%)の支払を求めている。
- 継続取引において、受注した警備業務が長期間に及ぶ場合、必要があれば、月単位での支払を発注者に求めている。

チェック欄

☐
☐
☐

03 代金の減額

警備料金の支払い時に減額されていませんか?

事例 発注者から警備料金の支払い時に一方的に1,000円単位で値引いて支払われた。



目指すべき取引

- 何らかの名目があっても、実質的に代金減額の要請があった場合は、その理由の説明を求め、発注者と交渉を行っている。
- 発注者側の担当者による一方的な減額要請については、発注者側の権限者と交渉を行っている。
- 受注担当者が安易に代金減額に応じていないか、社内においてチェックを行っている。
- 安易に端数の切捨てに応じないで、法令違反のリスクを説明し、改善を求めている。

チェック欄

☐
☐
☐
☐

04 買ったたき・協議に応じない一方的な代金決定

著しく低い警備料金を一方的に設定されていませんか?

事例 従来の警備料金から一律に一定率で単価を一方的に引き下げられることにより、通常の対価を大幅に下回る警備料金が定められた。



目指すべき取引

- 見積り時における業務量や期間が大幅に変更される場合、発注者と十分な協議を行い、料金の再設定、追加費用の負担を求めている。
- 通常より短い準備期間での業務提供を要請された場合は、負担増しの裏付けとなる客観的資料を提示するなどした上で、料金の増額を求めている。
- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが増加した場合は、発注者に価格変更を柔軟に行うよう要求し、適切なコスト増加分の全額転嫁を求めている。
- 発注者が協議に応じない場合は、理由を書面、電子メール等での回答を求めている。

チェック欄

☐
☐
☐
☐

※価格交渉の際は、当協会作成のリーフレット「警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて」を積極的にご活用ください。



05 購入・利用強制

自社商品の購入等を強制されていませんか?

事例 発注者が関わるチケットや商品の購入を強制させられた。



目指すべき取引

- 購入・利用強制が違法であり、応じることができない旨を伝える。

チェック欄

☐

06 不当な経済上の利益の提供要請

契約外の作業等を無償提供していませんか?

事例 発注者から契約外の除石作業やトラックの洗車、休憩所、トイレ等の清掃をさせられた。



目指すべき取引

- 契約外業務を要請された場合は、まず、契約外である旨を伝える。
- 必要に応じ、業務の範囲等を協議の上書面化し、有償で対応する。
- 発注者がこれに応じない場合は、契約外業務は行わない。
- 現場で契約外業務を要請された場合は、現場担当者のみで判断せず権限者に報告し、発注者と協議している。
- これまでの慣行で付帯業務等の契約外業務の実施要請に応じていないか社内においてチェックを行っている。

チェック欄

☐
☐
☐
☐
☐

07 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

発注者の都合を理由とした警備業務のキャンセルをされていませんか?

事例 受注した警備業務に必要な機器、人員を手配した後に、発注者の都合で発注をキャンセルしたにもかかわらず、警備会社が要した費用は支払われなかった。



目指すべき取引

- 発注者の都合により、仕様や業務提供日・期間の変更等が生じた場合は、これに伴い発生した費用の負担を求めている。
- 解約金やキャンセル料の発生について、発注者に対し、あらかじめ書面化するように求めている。

チェック欄

☐
☐